

特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果について

春日井市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、西部地区新調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和7年5月27日

春日井市長 石黒 直樹

西部地区新調理場整備・運営事業

特定事業の選定に当たっての
客観的な評価の結果について

令和7年5月27日

春日井市

目 次

第1 事業概要	1
1 事業名	1
2 事業に供される公共施設等の名称	1
3 公共施設等の概要	1
4 公共施設等の管理者の名称	1
5 事業の目的	1
6 事業範囲	1
7 事業者の収入	2
8 事業方式	2
9 事業期間	2
第2 評価の結果	3
1 定量的評価	3
2 定性的評価	4
3 総合的評価	5

第1 事業概要

1 事業名

西部地区新調理場整備・運営事業

2 事業に供される公共施設等の名称

西部地区新調理場（外構、付帯施設を含め、以下「本件施設」という。）

3 公共施設等の概要

建設予定地 春日井市四ツ屋町字二ツ杁 127 番、132～135 番及び 179 番の一部

敷地面積 約 9,030 m²（農業用排水路を含む。）

供給能力 10,000 食／日

4 公共施設等の管理者の名称

春日井市長 石黒 直樹

5 事業の目的

現在、市内調理場は、稻口調理場、東部第1調理場及び東部第2調理場の3か所が稼働しており、市立小中学校 52 校に完全給食を提供している。

調理場整備基本計画（平成 22 年 7 月策定）では、当時稼働していた 4 か所の調理場を順次建て替えることとしており、藤山台調理場を東部第1調理場（平成 26 年 9 月開設）に、白山調理場を東部第2調理場（令和 5 年 4 月開設）にそれぞれ建て替えた。

しかし、調理場整備基本計画策定時の見込みより児童生徒数の減少が進んだことから、公共施設個別施設計画（令和 2 年 3 月策定）においては、前並調理場及び稻口調理場を統合した新調理場として本件施設を整備することとし、PFI 等導入可能性調査（令和 5 年度）において、その整備手法は PFI 法に基づくものとし、本件施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ一体的に民間事業者に委ねることとした。

以上により本事業では、学校給食衛生管理基準や食物アレルギー等に対応した、より安全安心でおいしい給食を提供できる調理場を新設することを目的とする。加えて、時代に合わせた食文化の継承や、自然災害後の速やかな給食提供の再開等が可能な施設とし、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減をめざす。

また、本件施設の開設後に実施する稻口調理場の解体についても、本事業に含めるものとする。

6 事業範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市が選定した事業者（以下「事業者」という。）が本件施設の整備等を行い、事業期間内において本件施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業範囲は次のとおりであるが、具体的な内容については、募集要項等において示す。

- (1) 施設整備業務
- (2) 開業準備業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 運営業務

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態である。

- (1) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。
- (2) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(1)に記す施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者に支払う。
- (3) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。また、物価変動に基づき、対価の見直しを行う。
- (4) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等の費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等で提示する。

8 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本件施設の完成後は本件施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理、運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式により実施する。

9 事業期間

- (1) 施設整備期間 事業契約締結日から令和11年1月（約2年10か月）
- (2) 開業準備期間 令和11年2月～令和11年3月（2か月）
- (3) 維持管理・運営期間 令和11年4月～令和26年3月（15年）

第2 評価の結果

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）に基づき、事業期間全体にわたって見込まれる市の財政負担額による定量的評価及びPFI事業として実施することの定性的評価を踏まえた総合的評価を行った。

1 定量的評価

本事業を市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合、それぞれの事業期間全体にわたる市の財政負担額を比較することで評価を行った。

(1) 前提条件

市の財政負担額の比較にあたり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、事業者選定における応募の際の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

【市の財政負担額算定の前提条件】

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備業務に関する費用 ②開業準備業務に関する費用 ③維持管理業務に関する費用 ④運営業務に関する費用	①サービス対価（施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に関する費用、並びに事業者が本事業の実施に要する諸費用） ②アドバイザリー費 ③モニタリング費
共通の条件	①事業期間 18年（施設整備期間2年10か月、開業準備期間2か月、運営期間15年） ②敷地面積 約9,030m ² （農業用排水路を含む。） ③供給能力 10,000食／日 ④割引率 0.69%	

項目	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
資金調達に関する事項	①交付金 ②地方債 • 充当率：90%・75% • 償還期間：15年 (うち据置期間3年) • 利率：1.283% ③一般財源	①交付金 ②地方債 • 充当率：90%・75% • 償還期間：15年 (うち据置期間3年) • 利率：1.283% ③銀行借入 • 返済期間15年 • 固定金利（市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定） ④資本金 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定した。	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

(2) 市の財政負担額の算定方法

(1)の前提条件を基に、市が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合のそれぞれの市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

(3) 評価結果

それぞれの市の財政負担額を比較したところ、市が直接実施する場合に比べて、P F I 事業として実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が4.4%程度削減することが見込まれる。

2 定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

(1) 評価結果

ア 給食サービスの向上

新調理場の設計、建設、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一括して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウ、技術力、資金調達能力等が最大限に発揮される。事業者自らが設計及び建設することで、限られた敷地の有効活用や、効率的かつ効果的な調理環境の創出が期待できる。

これらに加え、官民の連携により調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供、食育環境の充実など、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

イ リスク分担の明確化による効率的な事業運営

官民がそれぞれの役割を適切に行い、本事業において想定されるリスク分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制や事業の効率化及び合理化などの効果が期待できる。

3 総合的評価

本事業をPFI事業として実施することにより、市の財政負担額は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して4.4%程度の削減が見込まれる。また、安全安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供など、さらなる給食サービスの向上が期待できるとともに、リスクの発生抑制や事業の効率化及び合理化などの効果も期待できる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる。